

北本市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものとしします。

この条例の趣旨について規定しています。この条例の施行日（令和5年4月1日）以降は、法に基づき、本市の個人情報の取扱いが行われることとなります。

この条例は、法の施行に関し必要な細目的な事項や法が許容する範囲内の独自事項を定めるものです。

（用語）

第2 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとしします。

この条例で使用する用語の定義について定めています。

この条例で使用する用語の定義は、法において使用する用語と同じとしします。

（条例要配慮個人情報）

第3 法第60条第5項の条例で定める記述等は、市が実施するパートナーシップの宣誓制度を内容とする記述等とします。

改正法等で定められている要配慮個人情報（人種・信条・病歴・犯罪の経歴等の特に配慮を要する個人情報）のほかに、条例要配慮個人情報（法が許容する地域の特性等の事情に応じて条例で項目を定めるもの）を規定するものです。

北本市は地域の特性等の事情として、市が実施するパートナーシップの宣誓制度を内容とする記述等を条例要配慮個人情報とします。

※ 北本市は、「北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を令和2年に施行し、パートナーシップ（双方又は一方が性的少数者であること又は事実上の婚姻関係にあることなどに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいいます。）の宣誓の取扱いに関する個人情報を取り扱っています。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第４ 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、法第７５条第１項及び第２項の規定によるもののほか、自ら保有する法第７４条第２項第９号に掲げる個人情報ファイルのうち、条例要配慮個人情報その他特に必要であると認めるものについて個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとします。

市の機関は、対象者が１，０００人以上の個人情報を取り扱う際に、利用目的、記録項目、収集方法等を記載した個人情報ファイル簿を作成・公表する必要がありますが、北本市では、１，０００人未満であって、条例要配慮個人情報その他特に必要であると認めるものについても、作成・公表を行います。

また、市の機関から議会を除くことについては、議会には法が適用されないため、この条例の適用からも確認的に除外することとしたものです。

(開示請求書等の記載事項)

第5 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとします。

開示請求書には、法第77条第1項において

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

を記載することが求められますが、北本市は上記以外に、請求者に対し開示の決定等をした旨を速やかに通知するための「請求の年月日」、「請求者の電話番号」、「請求内容の区分（閲覧を希望しているのか写しの交付を希望しているのか等）」、「代理の別」等の記載を求めることとします。

2 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとします。

訂正請求書にあっても、法に規定する事項のほか、上記開示請求書に追加で記載を求める事項と同様の事項について記載させることとします。

3 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとします。

利用停止請求書にあっても、法に規定する事項のほか、上記開示請求書・訂正請求書に追加で記載を求める事項と同様の事項について記載させることとします。

（開示決定等の期限）

第6 市の機関が行う開示決定等の期限に係る法第83条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「7日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「23日」とするものとします。

開示請求があった日から開示決定等を行う期限について、法第83条の規定によらず、北本市が定める期限内に開示決定等を行うため定めます。

法では、開示決定等の期限は開示請求があった日から30日以内にしなければならないとありますが、廃止する北本市個人情報保護条例（平成3年条例第42号。以下「旧条例」といいます。）では、請求のあった日から起算して8日以内に行わなければならないとしていました。

これは、より迅速に請求に対する決定が行われることが望ましい観点から県内で最も短い期限としていて、旧条例制定以降、同じ運用を続けていました。

法に規定する期限より短い期限を条例で規定することは許容されているため、旧条例と同じ水準を維持し、県内で最も迅速な対応をするために読み替え規定を設けます。

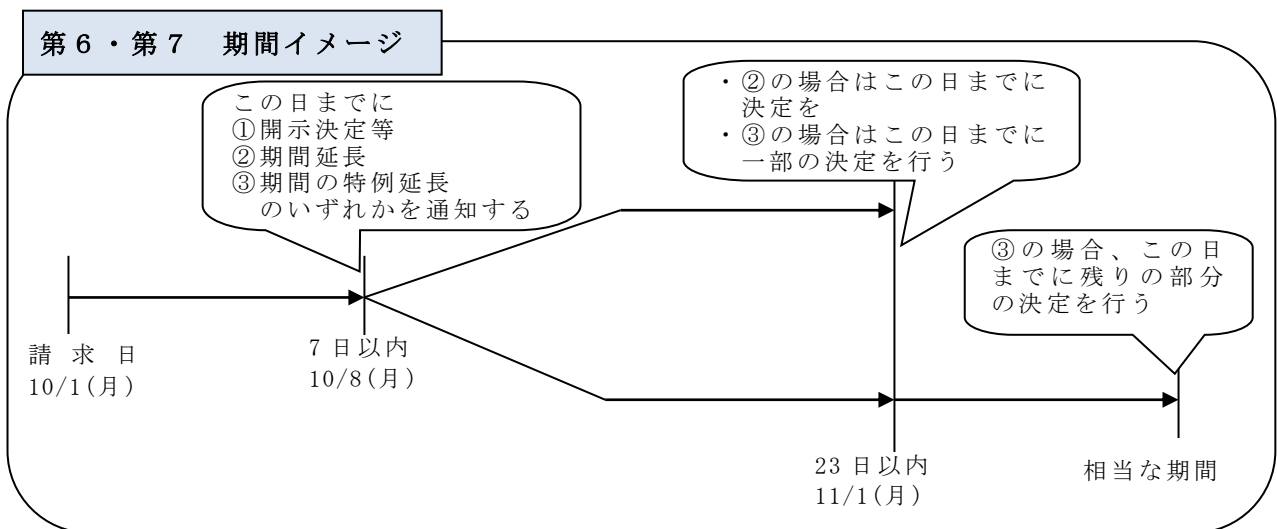
(開示決定等の期限の特例)

第7 市の機関が行う開示決定等の期限の特例に係る法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは「30日」と、「同条第1項」とあるのは「北本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とするものとします。

開示決定等の期限について、著しく大量の保有個人情報の開示請求があった場合の開示決定等の期限の特例を定めます。

この条を適用する場合の事務の流れは、次のとおりとなります。

- ① 開示請求のあった日から7日以内に、本条を適用する旨等を通知します。
- ② 開示請求のあった日から30日以内に、相当の部分について開示決定等を行います。
- ③ 相当の期間（①の通知においてその期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行います。



(開示請求に係る手数料)

第8 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、北本市手数料条例(平成12年条例第9号)に定める額とします。

開示請求に係る手数料を定めます。

北本市手数料条例に旧条例と同水準の手数料の額を定めます。手数料を徴収するのは、写しの交付に要する費用であって、開示請求には費用はかかりません。

(審査会への諮問)

第9 市の機関は、この条例を改正し、又は廃止しようとする場合、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、北本市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年条例第49号)第1条に規定する北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとします。

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める以下の場合に、北本市の附属機関として既に設置されている北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとします。

① この条例を改正・廃止しようとする場合

② 以下の施策等を講ずる場合

(1) 保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合

(2) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずる場合

(3) 個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずる場合

③ その他の場合

（施行期日）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

法の施行日に合わせ、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

（北本市個人情報保護条例の廃止）

北本市個人情報保護条例（平成 3 年条例第 4 2 号）は、廃止します。

この条例の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）以降は、法に基づき、本市の個人情報の取扱いが行われることとなりますので、旧条例を廃止します。

（北本市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

北本市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を規定します。

個人情報の取扱いに関する規定が、旧条例からこの条例に代わることに伴い、制度の円滑な移行のため、主に以下の経過措置を定めます。

- ① 旧条例における実施機関の職員、個人情報の取扱いの委託を受けて個人情報の取扱いを行っていた者等に対する秘密の保持について義務付けます。
- ② 旧条例に基づく保有個人情報の開示、訂正、削除、利用又は中止の請求があった場合の取扱いについて規定しています。
- ③ 旧条例の規定により保有していた個人情報を正当な理由なく提供したときに適用される罰則関係について規定します。
- ④ 条例で定めている罰則規定のうち、経過措置が必要であるものについて、規定しています。